



お客様各位

(株)築港 国際複合輸送課

2010年上海万博危険品規制情報

VOL.1

発行元：上海市交通運輸港灣管理局『2010年万国博覧会期間の上海港灣における危険貨物安全監督管理に関する通知』

発行日時：2009年12月24日

I. 通知内容

記

上海市人民政府による万国博覧会（以下、万博）期間中の、安全保障に関する要求に基づき、2010年上海万博期間における危険貨物の港灣作業の安全を保障するため、諸事項につき、以下の通り通知する。

- ① 2010年4月15日～2010年11月15日までの、万博期間中の安全保障等級1～2級時、外港、ならびに黃埔江中・上流地区（楊浦大橋～閔行発電所間）の埠頭における危険貨物の港灣作業を禁止する。
- ② 2010年4月30日～2010年10月31日まで、洋山港区を除く上海港灣の埠頭で、爆発物、有機化酸化物、劇毒物、放射性物質および過酸化水素、アセトン、硫酸、硝酸、塩酸等危険貨物の港灣作業を禁止する。国際重点プロジェクト、大型企業の生産・建設、国の計画に基づく民生用などで港灣作業が必要な場合は、上海市交通運輸港灣局（以下本局）の批准を必要とする。外高橋港区で花火・爆竹の輸出港灣作業を行う場合「一船一批」を実施する。
- ③ 2010年3月20日～2010年10月31日まで、本局は危険貨物港灣作業資格認定の申請受理を停止する。
- ④ 2010年4月30日～2010年10月31日まで、港灣での危険貨物作業につき週間報告制度を実施する。港灣作業を行う企業・団体などは毎週、危険貨物の状況について「危険貨物港灣作業報告表」（添付資料参照＝略）に記載し、所轄の港灣行政管理部門に報告しなければならない。万博安全等級1～2級時は、港灣危険貨物作業につき毎日報告制度を実施する。港灣作業を行う企業・団体などは毎日、危険貨物の状況について「危険貨物港灣作業報告表」に記載し、所轄の港灣行政管理部門に報告しなければならない。

- ⑤ 港湾作業に従事する各企業・団体などは、万博期間の港湾での危険貨物の安全作業の重要な意義を十分認識し、安全管理をさらに高め、職責を明確にし、安全措置の着実な実施を確保しなければならない。各級港湾行政管理部門は易燃、易爆危険貨物の港湾作業現場での管理監督を強め、危険貨物の港湾作業における不報告、報告漏れ、報告ミス、詐称報告や普通貨物への秘匿などの行為を厳格に検査し、危険貨物の港湾作業の安全を確保しなければならない。

II. 上記、港湾規制により影響されうる内容について

- 洋山区への海上輸送ルート、別途、新設。(※日中間海上輸送ルートに、洋山港へのルートは、現状、存在しておりません。2010年1月6日現在、船会社からのルート新設の情報はございません。)
- 外高橋、宝山区への危険品輸送ができないことから、他都市への輸送、例えば、寧波港、新港港等への回避(代替)輸送の早期検討。
- 爆発物、有機化合物、劇毒、放射性物質および過酸化水素、アセトン、硫酸、硝酸、塩酸等の危険貨物の、前持った輸送計画(準備)。
- 危険品を取り扱う船会社による、危険品ブッキング可能クラス、UNが異なってくる可能性。(※北京オリンピック開催時に、同様の事態が発生した経緯があります。)

以上